

川西町マイナンバーカード出張申請受付実施要領

マイナンバーカード取得促進のため、町職員が町内の企業や地域団体等に出張して、顔写真の撮影からマイナンバーカード申請までの手続きを支援する「出張申請受付」を行います。

1 出張申請受付の特徴

- (1) 個人で役場へ行かなくても、会社等で同僚や仲間とともにマイナンバーカードの申請手続きができます。
- (2) 書留郵便により自宅でカードを受け取ることができます。

2 対象団体

- (1) 川西町内に事業所を置く企業等
- (2) 川西町内の地域団体等

3 実施日時

令和5年2月14日（火）から令和5年2月16日（木）まで（予定）

平日の午前10時から午後4時まで

ただし、対象団体の事情によっては実施日時を調整します。

4 申請にあたっての条件

- (1) 対象団体から令和5年1月16日（月）まで申込み（別紙1）があること。
- (2) 申請希望者が10名以上を基本とします。（川西町に住民登録がある方に限ります。）。
- (3) 申請団体が以下の点について承諾すること。
 - ① 申請団体において会場、机、椅子等の備品及び本町が持参するタブレット端末等の電源の準備ができること。個人情報を取り扱うため、プライバシーに配慮した申請用顔写真撮影スペース及び申請受付スペースが準備できること。
 - ② 申請希望者の住所、氏名、生年月日を記載した申請者名簿（別紙2）を実施日の5日前までに提出できること。
 - ③ 申請団体内で周知、広報を行い、次の内容を参加者に知らせることができること。

ア 実施日時、会場

イ 申請受付時に持参する必要がある書類

ウ 下記の「出張申請受付でカードの交付申請ができる方」に掲げる条件

- ④ 受付当日の申請者の案内、誘導を申請団体で行うこと。

5 出張申請受付でカードの交付申請ができる方

- (1) 申請者本人（15歳未満の方及び成年被後見人は法定代理人とともに）が会場に来ることができること。

- (2) 初めてマイナンバーカードの交付申請をする方であること。
- (3) 下記の「申請時に持参する書類」について提出ができること。
- (4) マイナンバーカードを受領するため、「書留郵便」の受け取りができること。
 - ① 郵便局の転送サービスを利用していないこと。
 - ② 本人確認書類の氏名、住所の記載が最新であること。
- (5) 申請から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。

6 申請時に持参する書類

- (1) 「個人番号カード・電子証明書暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書」
※事前に配布しますので必要事項を記入して当日お持ちください。
- (2) 個人番号通知カード（原本を回収します。）※紛失した方は当日お知らせください。
- (3) 本人確認書類2点（原本を提示いただき、コピーを取ります。詳細は下記の「本人確認書類の種類等」を参照ください。）
- (4) 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ。原本を回収します。）
- (5) 法定代理人であることを確認できる書類及び法定代理人の本人確認書類（原本を提示いただき、コピーを取ります。）※15歳未満の方及び成年被後見人の申請時のみ

7 本人確認書類の種類等

(1) 種類

A	運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）、身体障害者手帳、療育手帳、運転免許経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたもの）、特別永住者証明書、在留カード等
B	健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証等

(2) 組み合わせ

【A1点+B1点】又は【B2点】

8 申込方法等

- (1) 令和5年1月16日（月）までまでに川西町ホームページに掲載する「川西町マイナンバーカード出張申請受付申込書」（別紙1）に必要事項を記入し、川西町住民課に提出してください（FAX、メール可）。
- (2) 住民課から申込団体に実施の可否、日程調整、必要事項等の確認のため、ご連絡します。また、事前に打合せを行いますので対応をお願いします。
- (3) マイナンバーカードの申請から交付まで1か月半程度を見込んでいますが、申請件数の大幅増や社会情勢の変化等により、更に時間がかかる場合があります。